

志摩市指定管理施設の利用再開のご案内

志摩市役所より指定管理を受けている施設の利用を6月1日より再開させていただきます。

なお、施設の利用にあたっては5月26日に三重県より示された「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針 vor. 2」を基本とした感染症対策を講じた上で、ご利用いただくことといたします。施設利用の詳細については、各施設に直接、お問い合わせください。

指定管理施設をご利用いただく皆様へ

本会が管理している地域福祉センターなどの指定管理施設には、高齢者や障がい者の福祉サービス事業所が併設されており、それらのサービスを利用される方々は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化のリスクが高い方々です。

指定管理施設を利用されている全ての方が、自らの責任において感染予防を徹底していただくことにより、皆様と身近な人を守ることになります。

新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染、接触感染が主な感染経路です。咳エチケットや手洗いは、最低限のマナーとして実践し、体調が思わしくないときは、他の人への感染リスクを念頭に行動をお願いします。また、場合によっては利用をお断りすることがありますのでご理解ください。

感染拡大を予防するための対策は、煩わしさを伴いますが、自らを守り、他人を守り、社会生活を維持するために必要なことです。皆様には大変お手数をおかけいたしますが、何卒お力添えをいただきますようお願いいたします。

令和2年6月1日

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会
会 長 前 田 正 典

指定管理施設の利用に関する感染症対策

～新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために～

令和2年6月1日

I 基本的な感染予防対策『新しい生活様式』

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで、“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場所）の回避、人と人との一定の距離（2m程度）を保つことが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

II 主体的な感染予防対策

1. 入館時のルール

- ・正面玄関からの入館をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・正面玄関に備え付けの消毒液にて手指消毒をお願いします。
- ・入館受付票（検温、入退館時間等）への記録をお願いします。

2. 施設利用時のルール

- ・施設の利用人数は、収容定員の50%以下とします。ご利用いただける人数は、以下の「志摩市指定管理施設の参加人数表」をご確認ください。
- ・人と人との接触をさげ、人との間隔はできるだけ2m（最低1m）を保ってください。
- ・使用した備品等は、消毒後に返却をお願いします。（消毒液、布巾などは利用者において準備をお願いします。）
- ・参加者が多数になる場合においても、参加者名簿を提出するなど入館記録にご配慮ください。
- ・施設の利用中は、随時、換気を行ってください。（1時間に1回、10分以上）
- ・飲食を伴う交流会などは対面での飲食をさげ、大声で話すことを控えてください。
- ・長時間に及ぶ利用はご遠慮ください。

■志摩市指定管理施設の参加人数表

No	志摩市指定管理施設名	部屋名	参加人数
1	浜島地域福祉センター さくら苑	録音室兼相談室	4人
2	大王地域福祉センター ゆうゆう苑	多目的室	25人
		和室	10人
3	阿児地域福祉センター サンライフあご	相談室①②③	3人
		ひまわり	10人
4	磯部地域福祉センター かがやき	多目的ホール	30人
		研修室	11人
		相談室	5人
		ボランティア室	7人
		栄養指導室	14人
5	介護予防拠点施設 菜の花館	喫茶室・和室	10人

■人と人との一定の距離



▲磯部地域福祉センターかがやき 研修室